昭26.11.12.

官報

主要目次

法　律
○診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律　一七三頁
府　令
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部改正　一七三
省　令
○税理士法施行規則の一部改正　一七三
告　示
○昭和二十四年統計委員会告示第一号中追加　一七三
○無線局免許　一七四
○国家公安委員会所属東京無線局の空中線の型式及び構成変更　一七四
○香川県農協講和記念割増定期貯金の細目等　一七六
○酒類の級別及び類別の決定に関する告示の一部改正　一七七
○社会福祉事業法による講習会指定　一七七
○代用消毒薬品の検定を受けることのできる薬品指定　一七八
○生活保護法による医療機関指定　一七八
○保安林解除（和歌山県）　一七八
○同右（愛媛県）　一七八
○同右（神奈川県）　一七八
○国際観光ホテル整備法による旅館の登録　一七八
○五円通常葉書及び十円往復葉書発行　一七八
○大阪北長柄郵便局設置　一七九
○猿川郵便局改称　一七九
訓　令
○ニッケル及びニッケル含有物の使用制限に関する件の一部改正　一七九
公共企業体事項
○奥羽本線十文字・柳田間に踏切停車場設置　一八一

法　律

診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十一月十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第二百五十九号

診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律

診療所の管理者は、この法律施行の日から三年間は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十三條の規定によらないことができる。但し、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十八時間をこえて収容しないようにつとめなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　医療法の一部を次のように改正する。

第七十九條第四項を削る。

厚生大臣　橋本龍伍

内閣総理大臣　吉田　茂

府　令

◉法務府令第百五十九号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日

法務総裁　大橋　武夫

第一條　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表静岡地方法務局の部浜松支局の款小野口出張所の項出張所欄中「小野口」を「浜名」に、同項位置欄及び管轄区域欄中「小野口村」を「浜名町」に改める。

第二條　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「小野口出張所」を「浜名出張所」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十一月三日から適用する。

省　令

◉大蔵省令第九十三号

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十七條及び第二十九條の規定に基き、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように改める。

昭和二十六年十一月十二日

大蔵大臣　池田　勇人

税理士法施行規則の一部を改正する省令

税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「様式による。」を「様式により、淡青色とする。」に改める。

同條第二項を次のように改める。

2　弁護士たる税理士又は公認会計士たる税理士に交付する税理士証票には、弁護士たる税理士又は公認会計士たる税理士である旨を附記するものとする。

別紙第二号様式の注意事項三及び別紙第六号様式の注意事項3中「手札型」を「名刺型」に改める。

別紙第七号様式中「日本標準規格B7」を「日本標準規格A7」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

◉統計委員会告示第十三号

昭和二十四年統計委員会告示第一号中「指定統計第四十三号」の次に左の通り加える。

昭和二十六年十一月十二日

統計委員会委員長　大内　兵衛

指定統計第四十四号　玉島町常住人口調査　玉島町長

毎日文庫
昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

昭26.11.12. 第7454号

◉電波監理委員会告示第千九百九十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第二一五三号
二　免許人の氏名　湯浅安平
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　浜島、尾鷲各漁業用海岸局、漁船の船舶局、地方電気通信取扱局。
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第一安栄丸(主たる停泊港　尾鷲)
九　呼出符号及び呼出名称　JLCA　だいいちやすえいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	三七五kc	第一装置	A二　リップル変調
	四二五kc		A一　終段抑制格子変調
	四〇〇kc	第一主発振	A三
	五〇〇kc		A二、A一　但し、A二一〇〇W、A一一、九〇五kcは一〇五W
	五七〇kc	第二水晶発振	A二　一、九〇五kc、一、九五五kcは五W
	六八〇kc		A三　三〇W
	七〇二kc	第二装置高水晶発振	A三、A二、終段抑制格子変調
	八五〇kc		A三　但し、一、九五五kc、二、四四〇kcは五W
A一	九〇五kc		
	九五五kc		
A三	一、四四〇kc		
	二、七八五kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時
◉電波監理委員会告示第千九百九十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一三八八号
二　免許人の氏名　磯部栄一
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、千葉県無線漁業協同組合所属漁業用海岸局、同組合員所属漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第一鶴丸(主たる停泊港　銚子)
九　呼出符号及び呼出名称　JIWU　だいいちつるまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	三七五kc	第一装置	A二　リップル変調
	四二五kc		A一　終段抑制格子変調
	四〇〇kc	第一水晶発振	A三
	五〇〇kc	第二主発振	A二　一、九〇五kc、一、九五五kcは五W
	五七〇kc		A一　一〇〇W、A一一、九〇五kcは一〇五W
	六八〇kc		A三　三〇W
	七〇二kc	第一、第二水晶発振	A三　終段抑制格子変調
	八五〇kc		A三　但し、一、九五五kc、二、四四〇kcは五W
A一	九〇五kc		
	九五五kc		
A三	一、四四〇kc		
	二、七八五kc		

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　不定
◉電波監理委員会告示第二千号

昭和二十五年電波監理委員会告示第四十一号国家公安委員会所属の東京無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千一号

昭和二十五年電波監理委員会告示第四十二号国家公安委員会所属の東京無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成

A一、A二	三七五kc	第一装置	A二　リップル変調
	四二五kc		A一　終段抑制格子変調
	四〇〇kc	第一水晶発振	A三
	五〇〇kc	第二主発振	A二　一、九〇五kc、一、九五五kcは五W
	五七〇kc		A一　一〇〇W、A一一、九〇五kcは一〇五W
	六八〇kc		A三　三〇W
	七〇二kc	第一、第二水晶発振	A三　終段抑制格子変調
	八五〇kc		A三　但し、一、九五五kc、二、四四〇kcは五W
A一	九〇五kc		
	九五五kc		
A三	一、四四〇kc		
	二、七八五kc		

十一　空中線の型式及び構成　スリーブ
十二　運用許容時間　常時
◉電波監理委員会告示第二千二号

昭和二十五年電波監理委員会告示第四十三号国家公安委員会所属の東京無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千三号

昭和二十五年電波監理委員会告示第四十五号国家公安委員会所属の青梅無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千四号

昭和二十五年電波監理委員会告示第四十七号国家公安委員会所属の町田無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千五号

昭和二十五年電波監理委員会告示第四十八号国家公安委員会所属の町田無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千六号

昭和二十五年電波監理委員会告示第五十号国家公安委員会所属の五日市無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千七号

昭和二十五年電波監理委員会告示第五十一号国家公安委員会所属の五日市無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千八号

昭和二十五年電波監理委員会告示第五十三号国家公安委員会所属の八王子無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千九号

昭和二十五年電波監理委員会告示第五十四号国家公安委員会所属の八王子無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千十号

昭和二十五年電波監理委員会告示第五十六号国家公安委員会所属の府中無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千十一号

昭和二十五年電波監理委員会告示第五十七号国家公安委員会所属の府中無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千十二号

昭和二十五年電波監理委員会告示第五十九号国家公安委員会所属の田無無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千十三号

昭和二十五年電波監理委員会告示第六十号国家公安委員会所属の田無無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千十四号

昭和二十五年電波監理委員会告示第六十三号国家公安委員会所属の立川無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千十五号

昭和二十五年電波監理委員会告示第六十四号国家公安委員会所属の立川無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項を次のように改める。
十　空中線の型式及び構成　スリーブ

◉電波監理委員会告示第二千十六号

昭和二十六年電波監理委員会告示第七百号第三福住丸無線局の船名は、昭和二十六年八月六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第八項中「第三福住丸」を「治左ェ門丸」に改める。

◉電波監理委員会告示第二千十七号

昭和二十五年電波監理委員会告示第二百六十九号日本国有鉄道所属酒田非常局の設置場所及び変調方式は、昭和二十六年九月二十七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第八項を次のように改める。
入　設置場所　移動体の種別　可搬
移動範囲　山形を中心として半径六〇マイル以内
常置場所　山形県飽海郡西荒瀬村酒井新田　東経一三九度五一分　北緯三八度五五分
第九項中「陽極変調」を「終段抑制格子変調」に改める。

◉電波監理委員会告示第二千十八号

昭和二十五年電波監理委員会告示第二百七十一号日本国有鉄道所属新庄非常局の設置場所、変調方式並びに空中線の型式及び構成は、昭和二十六年四月十二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

第八項を次のように改める。

八　設　置　場　所　移動体の種別　可搬
移動範囲　山形を中心として半径六五マイル以内
常置場所　新庄市金沢　東経一四〇度一八分　北緯　三八度四五分

第九項中「陽極変調」を「終段抑制格子変調」に改める。

第十項中「単條型」を「逆L型」に改める。

◉電波監理委員会告示第二千十九号

昭和二十五年電波監理委員会告示第二百七十二号日本国有鉄道所属小国非常局の設置場所、変調方式並びに空中線の型式及び構成は、昭和二十六年四月十二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

第八項を次のように改める。

八　設　置　場　所　移動体の種別　可搬
移動範囲　山形を中心として半径六五マイル以内
常置場所　山形県西置賜郡小国町　東経一三九度一四分　北緯　三八度〇三分

第九項中「陽極変調」を「終段抑制格子変調」に改める。

第十項中「単條型」を「逆L型」に改める。

◉大蔵省告示第千六百六十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、香川県農協講和記念割増定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　香川県農協講和記念割増定期貯金

二　條　件
(一)契約期間　一年
(二)預入金額　一口千円
(三)利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同二十七年一月十四日まで。

四　割増金品

等級	割増金	当せんの数
甲種		
一等	一〇、〇〇〇円	一本
講和記念賞	五、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	二五〇	一〇〇
四等	八〇	一、〇〇〇
五等	四八	八、八八七
乙種		
一等 又は旅行券一枚	二、〇〇〇円	一本
二等	七〇円	三〇
三等	四六円	九六五
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月三十一日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年二月五日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百六十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、中郡農協割増金附みのり定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　中郡農協割増金附みのり定期貯金

二　條　件
(一)契約期間　一年
(二)預入金額　一口千円
(三)利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同二十七年一月十四日まで。

四　割増金

等級	割増金	当せんの数
一等	三〇、〇〇〇円	三本
二等	五、〇〇〇	九
三等	一、〇〇〇	一八
四等	一〇〇	九〇〇
五等	四八	二九、〇七〇
計		三〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月二十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年一月二十五日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百七十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第三回神奈川県農協割増金附共栄定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　第三回神奈川県農協割増金附共栄定期貯金

二　條　件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同年十二月二十日まで。

四　割増金

等級	割増金	当せんの数
一等	三〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	二
三等	一〇〇	三
四等	二五	三〇
五等	二〇	九六四
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月二十二日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年二月二十五日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、講和記念下都賀農協みのり定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　講和記念下都賀農協みのり定期貯金

二　條　件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同二十七年一月十四日まで。

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	三、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	五〇
三等	五〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	二〇	四、八三四
六等	一〇	五、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年一月十四日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百七十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、講和記念第二回雀宮農協割増定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　講和記念第一回雀宮農協割増定期貯金

二　條　件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同二十七年一月十日まで。

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	五
三等	五〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	八〇〇
五等	五〇	二〇〇〇
六等	一八	五、〇〇〇
計		四、七〇〇四

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十三日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年一月十六日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百七十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、古里村農協みのり定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　古里村農協みのり定期貯金

二　條　件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同年十二月三十一日まで。

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	五
三等	五〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	五〇〇
五等	五〇	一、〇〇〇
六等	一〇	五〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十三日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年一月十六日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百七十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第七回岩手県農協協栄定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十二日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　第七回岩手県農協協栄定期貯金

二　條　件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口五百円
(三)利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同年十二月二十日まで。

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各十六組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一、〇〇〇円	一本
一等	五〇〇	二
二等	一〇〇	三二
三等	五〇	一五
四等	二〇	一、六〇〇
五等	一〇	一四、一九二
計		一六、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十六年十二月二十二日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十六年十二月二十四日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百七十五号

酒税法施行規則（昭和十五年勅令第百四十五号）第十六條第一項の規定に基き、酒類の級別及び類別の決定に関する告示（昭和十八年四月大蔵省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十二日

大蔵大臣　池田　勇人

別表一中大吟造四ッ目正宗の項の次に次の一項を加える。

特選比良乃峰　同　西堀源治郎

同表中別撰喜久水の項を次のように改める。

特撰喜久水　同　喜久水酒造株式会社

同表中特撰梅林の項の次に次の二項を加える。

特撰万長菊の春　同　藤岡義雄
同　福知山酒造有限会社

同表中特撰扇正宗の項中「特撰東盛」を「特撰東盛　特撰初鷹」に改める。

同表中大吟醸萩の露の項の次に次の一項を加える。

大吟醸德娘　同　德田酒造株式会社

同表中大吟醸福緑壽の項中「褒紋新政」を「褒紋　新政　大吟醸銀鱗」に、鳥海誉の項中「鳥海誉」を「鳥海誉　大吟醸秋田誉」に、金紋富久長の項中「今田民之助」を「今田酒造株式会社」に改める。

◉厚生省告示第二百四十八号

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八條第二号の規定による講習会として昭和二十六年十月三十日次のものを指定した。

昭和二十六年十一月十二日

厚生大臣　橋本　龍伍

一、名称　愛知県社会福祉主事資格認定講習会

一、主催　愛知県

一、期間　昭和二十六年十月から同二十七年二月まで

◉厚生省告示第二百四十九号

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八條第二号の規定による講習会として昭和二十六年十月三十日次のものを指定した。

昭和二十六年十一月十二日

厚生大臣　橋本　龍伍

一、名称　岩手県社会福祉主事資格認定講習会

一、主催　岩手県

一、期間　昭和二十六年十一月から同二十七年一月まで

◉厚生省告示第二百五十号

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八條第二号の規定による講習会として昭和二十六年十月三十日次のものを指定した。

昭和二十六年十一月十二日

厚生大臣　橋本　龍伍

一、名称　長崎県社会福祉主事資格認定講習会

一、主催　長崎県

一、期間　昭和二十六年十月から同年十二月まで

◉厚生省告示第二百五十一号

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八條第二号の規定による講習会として昭和二十六年十月三十日次のものを指定した。

昭和二十六年十一月十二日

厚生大臣　橋本　龍伍

一、名称　宮城県社会福祉主事資格認定講習会

一、主催　宮城県

一、期間　昭和二十六年十一月から同二十七年二月まで

◉厚生省告示第二百五十二号

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八條第二号の規定による講習会として昭和二十六年十月三十日次のものを指定した。

昭和二十六年十一月十二日

厚生大臣　橋本　龍伍

一、名称　石川県社会福祉主事資格認定講習会

昭26.11.12. 第7454号

一、主催　石川県
一、期間　昭和二十六年九月から同二十七年一月まで

◉**厚生省告示第二百五十三号**
伝染病予防法施行規則（大正十一年内務省令第二十四号）第二十四條第二項の規定によつて代用消毒薬品の検定を受けることのできる薬品を次の通り指定する。
昭和二十六年十一月十二日　厚生大臣　橋本　龍伍
一、名　称　パソゾール
一、製造者　名古屋市西区大道町二丁目五番地　中央化学株式会社
一、主要成分
公定書外オルゾチクロール　七二・五分
パソゾール　七・五
クレゾール油　二〇・〇
石　鹸

◉**厚生省告示第二百五十四号**
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九條の規定による医療機関として次のものを指定する。
昭和二十六年十一月十二日　厚生大臣　橋本　龍伍
名　称　東京医科歯科大学附属病院
所在地　茨城県稲敷郡安中村

◉**農林省告示第三百九十三号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。
昭和二十六年十一月十二日　農林大臣　根本龍太郎
和歌山県新宮市大字新宮字大浜（但し、台帳三五町五反五畝二六歩の内実測二町一反一畝二二歩）
以上新宮市杉本喜代松の申請に係るものであつて、潮害防備の必要が消滅したと認めるもの

◉**農林省告示第三百九十四号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第一項の規定により、次の保安林を解除する。
昭和二十六年十一月十二日　農林大臣　根本龍太郎
愛媛県越智郡西伯方村大字伊方字隅谷奥乙二三ノ二（但し、台帳四反五畝五歩の内見込二反）
以上越智郡西伯方村馬越伊助の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したものと認めるもの
越智郡西伯方村大字北浦字竹田乙一七八ノ一（但し、台帳一町七反二畝一三歩の内見込六反）
以上越智郡西伯方村長の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したものと認めるもの
宇摩郡三島町字沖田井二九二（但し、台帳一反四畝二五歩の内実測五畝一〇歩）
以上宇摩郡川滝村大字山下竹内功の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したものと認めるもの

◉**農林省告示第三百九十五号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。
昭和二十六年十一月十二日　農林大臣　根本龍太郎
神奈川県足柄上郡松田町大字松田庶子字新林一六三八ノ一から一六三八ノ七まで、一六四二ノ四、一六四四ノ七、字馬草山一六七六ノ五、一六七七ノ三、一六八二ノ二、一六八二ノ三、字大林一六八八ノ三、一六九三ノ五から一六九三ノ八まで、字中林一七六九ノ二、一七六九ノ三、字中尾一八〇二ノ二から一八〇二ノ五まで、字ゴマノツゲ二一〇五ノ二、字陸海道二一一一ノ二、大字松田惣領字東平畑二九三二ノ二、二九三二ノ四、二九三二ノ五、字上平御林跡三三八二ノ二、三三八二ノ五、上秦野村大字三廻部字千切七〇二ノ五、七〇二ノ七、七〇二ノ八、七〇二ノ九、七〇二ノ一〇、七〇二ノ一一、七〇三ノ八、大字柳川字竹の上七九二ノ二、七九二ノ一、七九二ノ六、七九二ノ七、七九二ノ九、七九二ノ一〇、七九二ノ一一、七九二ノ四、中郡比々多村大字三宮字六反二八五九、愛甲郡玉川村大字七沢字南沢二六七二ノ五から二六七二ノ八まで、字日向原六四八、字奥大沢二九七一ノ三、字南沢二六八、高峰村大字三塚字金山原一六二一（但し、台帳一反一畝四歩の内実測一畝）、字後ヶ谷六〇九（但し、台帳八畝二一歩の内実測四畝一〇歩）、大字角田字梅沢一二四四ノ一、荻野村大字中荻野字新林八七七（但し、台帳七反五畝一五歩の内見込四反七畝一一歩）、八八〇（但し、台帳二反三畝一七歩の内見込七畝四歩）、津久井郡牧野村字菅井一、九九〇（但し、台帳一反五畝四歩の内実測二七歩）、字小滝沢一二三七五ノイ（但し、台帳三反七畝一〇歩の内実測三畝）、青根村字青野原三四四七ノ二、字平丸五一四ノ二、六七七ノ二
以上土砂流出防備の必要が消滅したものと認めるもの
中部西秦野村大字堀山下字日中坂一、六六三（但し、台帳三町四反一畝一〇歩ノ内見込三反六畝九歩）
以上中郡西秦野村長の申請に係るものであつて、土砂流出防備のため指定されたものを公道開さくのため必要と認めるもの
津久井郡牧野村字皆窪三八四六ノ四
以上津久井郡牧野村森林組合長の申請に係るものであつて、土砂流出防備のため指定されたものを県道設定のため必要と認めるもの
津久井郡青野原村字上茂戸四一五ノ二
以上津久井郡青野原村森林組合長の申請に係るものであつて、土砂流出防備のため指定されたものを県道設定のため必要と認めるもの
津久井郡青根村字平丸六八七ノ一（但し、台帳一四町六反二歩の内見込二反五畝八歩）、字横山七〇七ノ七（但し、台帳四反三畝五歩の内見込二畝一五歩）、七〇七ノ一一（但し、台帳四反の内見込七歩）、字上野山三〇九〇ノ四、三〇八三ノ三、字青久和二九四七ノ三、字平丸六七九ノ一（但し、台帳一反一畝一八歩の内見込六畝）、字横山七〇七ノ一〇（但し、台帳一反九畝の内見込一畝二歩）、七〇七ノ一二（但し、台帳一反九畝一三歩の内見込四畝一五歩）、一二〇四（但し、台帳三反五畝二五歩の内見込六畝一〇歩）、一一五五ノ二、字音久和二八〇五ノ二
以上津久井郡青根村長の申請に係るものであつて、土砂流出防備のため指定されたものを県道設定のため必要と認めるもの
津久井郡内郷村大字若柳字西原八九ノ二、字中原九〇ノ四、大字寸沢嵐字釜の上四四五ノ二
以上津久井郡内郷村森林組合長の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したものと認めるもの
津久井郡佐野川村字下沼二四二五ノ二
以上津久井郡佐野川村長の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したものと認めるもの

◉**郵政省告示第四百五十号**
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第三十三條の規定に基き、昭和二十六年十一月十二日から次の様式の五円通常葉書及び十円往復葉書を発行する。
昭和二十六年十一月十二日　郵政大臣　佐藤　栄作

様式

五円通常葉書

郵便局名

紙質及び大きさ　従来発行の二円通常葉書に同じ
刷色　あさぎ色
料額印面　三円収納の表示　黒色

◉**運輸省告示第二百七十六号**
国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第二十八條の規定により、昭和二十六年十一月八日次の旅館を登録した。
昭和二十六年十一月十二日　運輸大臣　山崎　猛

登録番号	旅館の名称	所在地
旅第二十七号	なかや旅館	京都府興謝郡吉津村

十円往復葉書
横二枚続き、縦二つ折とし、上片を往信用、下片を返信用とする。

（表面）

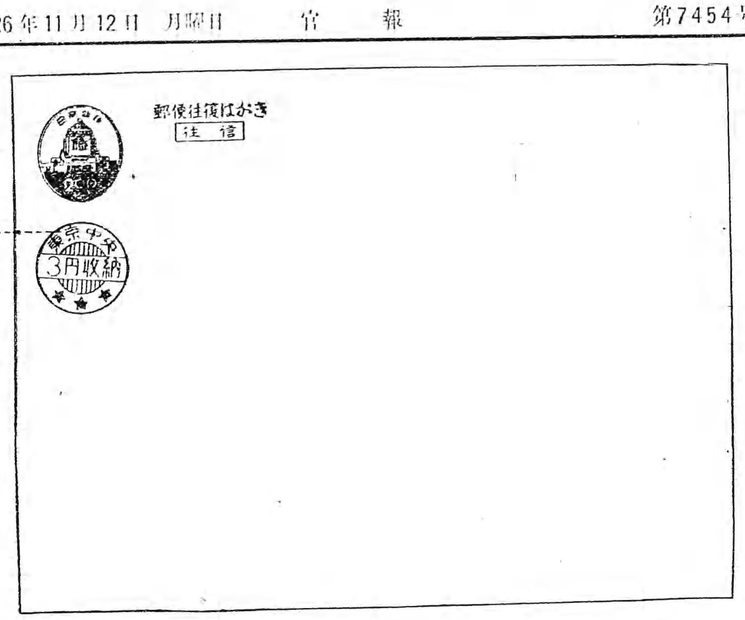

（裏面）

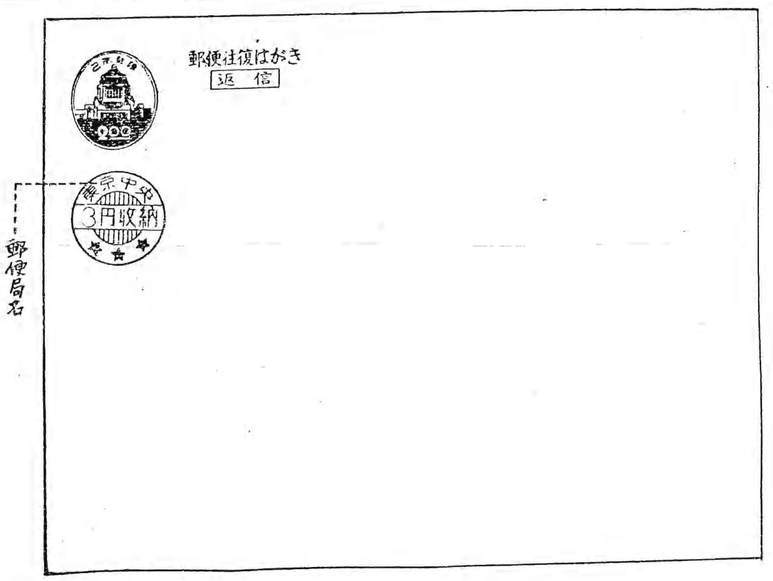

紙質及び大きさ　従来発行の四円往復葉書に同じ
刷色　料額印面　紅色
三円収納の表示　黒色

◉**郵政省告示第四百五十一号**
郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十六年十一月十六日から次の郵便局を設置し、これを特定郵便局長を長とする郵便局とする。但し、郵便物集配事務を取り扱わない。
昭和二十六年十一月十二日　郵政大臣　佐藤　栄作

名称	位置
大阪北長柄郵便局	大阪市大淀区天神橋筋九丁目（大阪中央局郵便区内）

◉**郵政省告示第四百五十二号**
郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十六年十二月一日から次の郵便局を改称する。
昭和二十六年十一月十二日　郵政大臣　佐藤　栄作

現名称	改称位置
猿川郵便局	国吉郵便局（和歌山県海草郡国吉村）

訓　令

◉**経済安定本部訓令第二十五号**
各　庁
昭和二十六年経済安定本部訓令第十四号（ニッケル及びニッケル含有物の使用側限に関する件）の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十一月十二日　経済安定本部総裁　吉田　茂
第三條中第一号を次のように改め、第三号を削り、第三号を第二号とする。
一　文化の保存及び技術の試験研究上の必要により、通商産業大臣の許可を受けて使用する場合並びにその他止むを得ない事情があると認めて通商産業大臣が物品及び当該物品の用途を指定した場合において、当該指定に係る用途に供するため通商産業大臣の許可を受けて当該指定に係る物品の製造に使

用する場合（第二号の場合を除く。）

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第五條中「第三條第一号及び第二号」を「第三條第一号」に改め、「届出又は」及び「輸出契約の解除その他」を削る。

附則

この調令は、公布の日から施行する。

この調令に基き、通商産業大臣が定める命令施行の際において、ニッケル及びニッケル含有物の使用に関する届出に係る旧第三條第一号の輸出品については、その命令施行の日から九十日間は、旧第三條第一号の規定は、なおその効力を有する。

前項に定める場合の外、前項の命令施行前に成立した輸出契約につき、その命令施行の際現に輸出信用状が開設されており、且つ、当該契約に基きニッケル及びニッケル含有物を使用すべき場合であつてその事実を通商産業大臣が確認した場合については、前項の規定を準用する。

正誤

昭和二十六年十一月二日公布政令第三百四十七号土地改良財産の管理及び処分に関する政令中

頁	段	行	誤	正
二六	三	八	替える。	替えるものとする。

同十一月九日公布総理府令、大蔵省令第三号ドイツ財産管理令の施行に関する命令の一部を改正する命令中

終り	行	誤	正
二三	四	一三	債務で 債権で

総理府官報報告主任

国会事項

○衆議院

◉**要求書受領** 十一月八日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

地方財政平衡交付金増額に関する決議案（広川弘禪外十二名）

◉**政府委員承認** 十一月九日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

公益事業委員会委員 宮原 清

公益事業委員会技術長 平井寛一郎

公益事業委員会経理長 中川 哲郎

◉**議案提出** 十一月九日内閣から提出した議案は次の通りである。

農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

◉**議事日程** 十一月十日の議事日程は次の通り。

議事日程 第十三号

昭和二十六年十一月十日（土曜日）

午後一時開議

第一 地方財政平衡交付金増額に関する決議案（広川弘禪外十二名提出）

（委員会審査省略要求事件）

第二 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件

第三 会社更生法案（第十回国会内閣提出）

第四 破産法及び和議法の一部を改正する法律案（第十回国会内閣提出）

○参議院

◉**議案提出** 十一月八日議員から左の議案を提出した。

地方財政平衡交付金等の増額に関する決議案（西郷吉之助外十名発議）

◉**議案受領** 十一月八日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

昭和二十六年度一般会計予算補正（第一号）

昭和二十六年度特別会計予算補正（特第一号）

◉**要求書提出** 十一月八日西郷吉之助外十名から左の議案につき委員会審査省略要求書を提出した。

地方財政平衡交付金等の増額に関する決議案

◉**質問主意書提出** 十一月七日議員から左の質問主意書を提出した。

行政整理に因る退職者の勤続年限に関する質問主意書（青山正一提出）

外地における戦犯者の引揚措置に関する質問主意書（青山正一提出）

昭和二十六年度政府関係機関予算補正（機第二号）

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

◉**議案受領（予備審査）** 十一月八日内閣から左の議案が送付された。

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

◉**議案付託** 十一月八日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

昭和二十六年度一般会計予算補正（第一号）（閣予第一号）

昭和二十六年度特別会計予算補正（特第一号）（閣予第二号）

昭和二十六年度政府関係機関予算補正（機第二号）（閣予第三号）

予算委員会

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

国民金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

大蔵委員会

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

◉**議案付託（予備審査）** 十一月八日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案（閣法第三三号）

農林委員会

◉**要求書提出** 十一月八日西郷吉之助外十名から左の議案につき委員会審査省略要求書を提出した。

地方財政平衡交付金等の増額に関する決議案

◉**質問主意書提出** 十一月七日議員から左の質問主意書を提出した。

行政整理に因る退職者の勤続年限に関する質問主意書（青山正一提出）

外地における戦犯者の引揚措置に関する質問主意書（青山正一提出）

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十六年十月九日

勲五等 鈴木 秀雄

勲三等に叙し瑞宝章を授ける

勲八等 上林 武三

勲七等に叙し瑞宝章を授ける

小幡吾次郎

金川 幸男

（各通）

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十六年十月十四日

荒井保太郎

岡野 武夫

（各通）

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十六年十月二十一日

島津治三郎

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十六年十月二十二日

吉野 金作

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十六年十月二十四日

林 嘉幸

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

公益事業委員会委員 宮原 清

（各通）

公益事業委員会技術長 平井寛一郎

公益事業委員会経理長 中川 哲郎

第十二回国会政府委員を命ずる（十一月九日）

○統計委員会

総理府事務官 河合 三良

事務局審議室長心得を解く

同 後藤 正夫

事務局審議室勤務を命ずる（七月八日）

事務局審議室長兼務を命ずる（七月九日）

同 河合 三良

アメリカ合衆国へ出張を命ずる（七月十日）

○資源庁

鉱務監督官 倉田 昇

兼ねて札幌鉱山保安技術講習所長を命ずる

同 鈴木 俊夫

兼ねて福岡鉱山保安技術講習所長並びに福岡鉱務監督官研修所長を命ずる（以上十月二十日）

通商産業事務官 五神 辰雄

兼ねて炭政局資金課長を命ずる

同 中島 征帆

炭政局資金課長事務取扱を免ずる（以上十月三十一日）

○海上保安庁

◉昭和二十六年十一月一日

海上保安官 太田尾広治

海上保安官に任命する

運輸事務官 太田九州男

一等海上保安監に叙する

海上保安官 太田尾広治

燈台部勤務を命ずる

同 横尾 錄一

燈台部工務課長事務取扱を命ずる

同 寺西 弘治

燈台部工務課長事務代理を免ずる（以上十月三十日）

同 西沢 貞徳

長官附を命ずる

同 川崎周三郎

第二管区海上保安本部長心得兼務を命ずる

同 太田九州男

第六管区海上保安本部長に補する

同 西山富二夫

第六管区海上保安本部長心得兼務を免ずる

同 香山 隆

総務部勤務を命ずる

同 水品 政雄

第九管区海上保安本部総務部長事務取扱を命ずる

同 泉 保雄

燈台部勤務を命ずる

同 川野 良佑

第九管区海上保安本部燈台部長心得兼務を命ずる（以上十一月一日）

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◉**日本国有鉄道公示第291号**

昭和26年11月15日から奥羽本線十文字・柳田間に、次の停車場を設置し、旅客、手荷物及び小荷物の取扱を開始する。但し、配達の取扱は、しない。

昭和26年11月12日

日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

停車場名	所在地	十文字・醍醐間 キロ	醍醐・柳田間 ロ
醍醐	秋田県平鹿郡醍醐村大字馬鞍	3.4キロメートル	3.2〃

◉**日本国有鉄道公示第292号**

昭和26年11月12日から篠川本線土佐仁井田停車場において、一般運輸営業を開始する。

昭和26年11月12日

日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

線名	現停車場名	改称停車場名
篠川本線	土佐仁井田	正井

同 篠川本線 土佐 篠川

◉**日本国有鉄道公示第294号**

昭和26年11月12日から篠川本線仁井田停車場においては、一般運輸営業の取扱をする。

昭和26年11月12日

日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

◉**日本国有鉄道公示第255号**

旅客及び荷物運送規則（昭和25年5月日本国有鉄道公示第110号）の一部を次のように改正する。

昭和26年11月12日

日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和26年11月12日鉄道公報参照）

◉**日本国有鉄道公示第293号**

昭和26年11月12日から次の停車場名を、それぞれ右欄の通り改称する。

昭和26年11月12日

日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

線名	現停車場名	改称停車場名
篠川本線	土佐仁井田	正井
同 篠川本線	土佐 篠川	篠川

◉**日本国有鉄道公示第294号**

昭和26年11月12日から篠川本線仁井田停車場においては、一般運輸営業の取扱をする。

昭和26年11月12日

日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

◉**日本国有鉄道公示第255号**

旅客及び荷物運送規則（昭和25年5月日本国有鉄道公示第110号）の一部を次のように改正する。

昭和26年11月12日

日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和26年11月12日鉄道公報参照）

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

久留米区検察庁

○昭和二十五年押第九六五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、米 換価金 二百三十四円

○同押第九六六号（同）

一、同押第三百三号（同）

○同押第九六七号（同）

一、同押第三百五十二号（同）

○同押第九六八号（同）

一、同押第三百六十号（同）

○同押第九六九号（同）

一、同押第三百四十一号（同）

○同押第九七〇号（同）

一、同押第二百七十三号（同）

○同押第九七一号（同）

一、同押第二百五十一号（同）

○同押第九七二号（同）

一、同押第二百四十九号（同）

○同押第九七三号（同）

一、同押第二百七十号（同）

○同押第九七四号（同）

一、同押第二百八十号（同）

○同押第九七五号（同）

一、同押第二百九十号（同）

○同押第九七六号（同）

一、同押第三百一号（同）

○同押第九七七号（同）

一、同押第三百三十一号（同）

○同押第九七八号（同）

一、同押第三百五十号（同）

○同押第九七九号（同）

一、同押第三百七十号（同）

○同押第九八〇号（同）

一、同押第三百八十号（同）

○同押第九八一号（同）

一、同押第三百九十号（同）

○同押第九八二号（同）

一、同押第四百一十号（同）

○同押第九八三号（同）

一、同押第四百三十号（同）

○同押第九八四号（同）

一、同押第四百五十号（同）

○同押第九八五号（同）

一、同押第四百七十号（同）

○同押第九八六号（同）

一、同押第四百九十号（同）

○同押第九八七号（同）

一、同押第五百一十号（同）

○同押第九八八号（同）

一、同押第五百三十号（同）

○同押第九八九号（同）

一、同押第五百五十号（同）

○同押第九八九〇号（同）

一、同押第五百七十号（同）

○同押第九八九一号（同）

一、同押第五百九十号（同）

○同押第九八九二号（同）

一、同押第六百一十号（同）

○同押第九八九三号（同）

一、同押第六百三十号（同）

○同押第九八九四号（同）

一、同押第六百五十号（同）

○同押第九八九五号（同）

一、同押第六百七十号（同）

○同押第九八九六号（同）

一、同押第六百九十号（同）

○同押第九八九七号（同）

一、同押第七百一十号（同）

○同押第九八九八号（同）

一、同押第七百三十号（同）

○同押第九八九九号（同）

一、同押第七百五十号（同）

○同押第九九〇〇号（同）

一、同押第七百七十号（同）

○同押第九九〇一号（同）

一、同押第七百九十号（同）

○同押第九九〇二号（同）

一、同押第八百一十号（同）

○同押第九九〇三号（同）

一、同押第八百三十号（同）

○同押第九九〇四号（同）

一、同押第八百五十号（同）

○同押第九九〇五号（同）

一、同押第八百七十号（同）

○同押第九九〇六号（同）

一、同押第八百九十号（同）

○同押第九九〇七号（同）

一、同押第九百一十号（同）

○同押第九九〇八号（同）

一、同押第九百三十号（同）

○同押第九九〇九号（同）

一、同押第九百五十号（同）

○同押第九九一〇号（同）

一、同押第九百七十号（同）

○同押第九九一一号（同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九一二号（同）

一、同押第一千一十号（同）

○同押第九九一三号（同）

一、同押第一千三十号（同）

○同押第九九一四号（同）

一、同押第一千五十号（同）

○同押第九九一五号（同）

一、同押第一千七十号（同）

○同押第九九一六号（同）

一、同押第一千九十号（同）

○同押第九九一七号（同）

一、同押第二千一百一十三円

○同押第九九一八号（同）

一、同押第二千一百三十円

○同押第九九一九号（同）

一、同押第二千一百五十円

○同押第九九二〇号（久留米市京町六丁目二百二円）

一、同押第二千一百七十四円

○同押第九九二一号（久留米市京町六丁目二百二円）

一、同押第二千一百九十円

○同押第九九二二号（氏名不詳同）

一、同押第二千二百一十八円

○同押第九九二三号（氏名不詳同）

一、同押第二千二百三十円

○同押第九九二四号（氏名不詳同）

一、同押第二千二百五十円

○同押第九九二五号（氏名不詳同）

一、同押第二千二百七十円

○同押第九九二六号（氏名不詳同）

一、同押第二千二百九十円

○同押第九九二七号（氏名不詳同）

一、同押第二千三百一十八円

○同押第九九二八号（氏名不詳同）

一、同押第二千三百四十円

○同押第九九二九号（氏名不詳同）

一、同押第二千三百六十円

○同押第九九三〇号（氏名不詳同）

一、同押第二千三百八十円

○同押第九九三一号（氏名不詳同）

一、同押第二千三百九十円

○同押第九九三二号（氏名不詳同）

一、同押第二千四百一十円

○同押第九九三三号（氏名不詳同）

一、同押第二千四百三十円

○同押第九九三四号（氏名不詳同）

一、同押第二千四百五十円

○同押第九九三五号（氏名不詳同）

一、同押第二千四百七十円

○同押第九九三六号（氏名不詳同）

一、同押第二千四百九十円

○同押第九九三七号（氏名不詳同）

一、同押第二千五百一十円

○同押第九九三八号（氏名不詳同）

一、同押第二千五百三十円

○同押第九九三九号（氏名不詳同）

一、同押第二千五百五十円

○同押第九九四〇号（氏名不詳同）

一、同押第二千五百七十円

○同押第九九四一号（氏名不詳同）

一、同押第二千五百九十円

○同押第九九四二号（氏名不詳同）

一、同押第二千六百一十円

○同押第九九四三号（氏名不詳同）

一、同押第二千六百三十円

○同押第九九四四号（氏名不詳同）

一、同押第二千六百五十円

○同押第九九四五号（氏名不詳同）

一、同押第二千六百七十円

○同押第九九四六号（氏名不詳同）

一、同押第二千六百九十円

○同押第九九四七号（氏名不詳同）

一、同押第二千七百一十円

○同押第九九四八号（氏名不詳同）

一、同押第二千七百三十円

○同押第九九四九号（氏名不詳同）

一、同押第二千七百五十円

○同押第九九五〇号（氏名不詳同）

一、同押第二千七百七十円

○同押第九九五一号（氏名不詳同）

一、同押第二千七百九十円

○同押第九九五二号（氏名不詳同）

一、同押第二千八百一十円

○同押第九九五三号（氏名不詳同）

一、同押第二千八百三十円

○同押第九九五四号（氏名不詳同）

一、同押第二千八百五十円

○同押第九九五五号（氏名不詳同）

一、同押第二千八百七十円

○同押第九九五六号（氏名不詳同）

一、同押第二千八百九十円

○同押第九九五七号（氏名不詳同）

一、同押第二千九百一十円

○同押第九九五八号（氏名不詳同）

一、同押第二千九百三十円

○同押第九九五九号（氏名不詳同）

一、同押第二千九百五十円

○同押第九九六〇号（氏名不詳同）

一、同押第二千九百七十円

○同押第九九六一号（氏名不詳同）

一、同押第二千九百九十円

○同押第九九六二号（氏名不詳同）

一、同押第三百一十円

○同押第九九六三号（氏名不詳同）

一、同押第三百三十円

○同押第九九六四号（氏名不詳同）

一、同押第三百五十円

○同押第九九六五号（氏名不詳同）

一、同押第三百七十円

○同押第九九六六号（氏名不詳同）

一、同押第三百九十円

○同押第九九六七号（氏名不詳同）

一、同押第四百一十円

○同押第九九六八号（氏名不詳同）

一、同押第四百三十円

○同押第九九六九号（氏名不詳同）

一、同押第四百五十円

○同押第九九七〇号（氏名不詳同）

一、同押第四百七十円

○同押第九九七一号（氏名不詳同）

一、同押第四百九十号（同）

○同押第九九七二号（氏名不詳同）

一、同押第五百一十号（同）

○同押第九九七三号（氏名不詳同）

一、同押第五百三十号（同）

○同押第九九七四号（氏名不詳同）

一、同押第五百五十号（同）

○同押第九九七五号（氏名不詳同）

一、同押第五百七十号（同）

○同押第九九七六号（氏名不詳同）

一、同押第五百九十号（同）

○同押第九九七七号（氏名不詳同）

一、同押第六百一十号（同）

○同押第九九七八号（氏名不詳同）

一、同押第六百三十号（同）

○同押第九九七九号（氏名不詳同）

一、同押第六百五十号（同）

○同押第九九八〇号（氏名不詳同）

一、同押第六百七十号（同）

○同押第九九八一号（氏名不詳同）

一、同押第六百九十号（同）

○同押第九九八二号（氏名不詳同）

一、同押第七百一十号（同）

○同押第九九八三号（氏名不詳同）

一、同押第七百三十号（同）

○同押第九九八四号（氏名不詳同）

一、同押第七百五十号（同）

○同押第九九八五号（氏名不詳同）

一、同押第七百七十号（同）

○同押第九九八六号（氏名不詳同）

一、同押第七百九十号（同）

○同押第九九八七号（氏名不詳同）

一、同押第八百一十号（同）

○同押第九九八八号（氏名不詳同）

一、同押第八百三十号（同）

○同押第九九八九号（氏名不詳同）

一、同押第八百五十号（同）

○同押第九九八九〇号（氏名不詳同）

一、同押第八百七十号（同）

○同押第九九八九一号（氏名不詳同）

一、同押第八百九十号（同）

○同押第九九八九二号（氏名不詳同）

一、同押第九百一十号（同）

○同押第九九八九三号（氏名不詳同）

一、同押第九百三十号（同）

○同押第九九八九四号（氏名不詳同）

一、同押第九百五十号（同）

○同押第九九八九五号（氏名不詳同）

一、同押第九百七十号（同）

○同押第九九八九六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九八九七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九八九八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九八九九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九〇〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九〇一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九〇二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九〇三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九〇四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九〇五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九〇六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九〇七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九〇八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九〇九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九一〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九一一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九一二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九一三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九一四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九一五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九一六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九一七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九一八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九一九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九二〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九二一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九二二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九二三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九二四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九二五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九二六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九二七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九二八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九二九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九三〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九三一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九三二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九三三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九三四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九三五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九三六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九三七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九三八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九三九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九四〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九四一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九四二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九四三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九四四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九四五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九四六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九四七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九四八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九四九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九五〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九五一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九五二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九五三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九五四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九五五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九五六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九五七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九五八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九五九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九六〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九六一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九六二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九六三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九六四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九六五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九六六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九六七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九六八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九六九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九七〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九七一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九七二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九七三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九七四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九七五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九七六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九七七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九七八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九七九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九八〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九八一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九八二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九八三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九八四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九八五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九八六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九八七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九八八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九八九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九九〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九九一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九九二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九九三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九九四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九九五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九九六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九九七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九九八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第九九九九九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇〇〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇〇一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇〇二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇〇三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇〇四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇〇五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇〇六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇〇七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇〇八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇〇九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇一〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇一一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇一二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇一三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇一四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇一五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇一六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇一七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇一八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇一九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇二〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇二一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇二二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇二三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇二四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇二五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇二六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇二七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇二八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇二九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇三〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇三一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇三二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇三三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇三四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇三五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇三六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇三七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇三八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇三九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇四〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇四一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇四二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇四三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇四四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇四五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇四六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇四七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇四八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇四九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇五〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇五一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇五二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇五三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇五四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇五五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇五六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇五七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇五八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇五九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇六〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇六一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇六二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇六三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇六四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇六五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇六六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇六七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇六八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇六九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇七〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇七一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇七二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇七三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇七四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇七五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇七六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇七七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇七八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇七九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇八〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇八一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇八二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇八三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇八四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇八五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇八六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇八七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇八八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇八九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇九〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇九一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇九二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇九三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇九四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇九五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇九六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇九七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇九八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇〇九九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一〇〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一〇一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一〇二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一〇三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一〇四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一〇五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一〇六号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一〇七号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一〇八号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一〇九号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一一〇号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一一一号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一一二号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一一三号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一一四号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一一五号（氏名不詳同）

一、同押第九百九十号（同）

○同押第一〇一一六号（氏名不詳同）

一、

昭26.11.12. 第7454号

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第二九号（氏名不詳）
一、食糧管理法違反事件
○同保第一四二号（同）
一、換価金　四百七十九円
○同領第一四三号（同）
二、白布袋　一個
二、綿布袋　一個
三、黒布袋　一個
四、買物籠　一個
五、書風呂敷　一枚
○同領第一四四号（同）
一、手帳　一冊
二、財布　一個
三、書鏡呂敷　一枚
四、白手提袋　一個
五、黒布袋　一個
六、白布袋　一個
○同保第一二〇号（同）
一、換価金　二千円
○同領第一四五号（同）
一、白布袋　一枚
○同保第五四号（同）
一、換価金　二百九十円
○同領第六号（同）
一、白布袋　一枚
二、赤黒鏡風呂敷　一枚
三、薄赤色鏡風呂敷　一枚
四、茶色鏡風呂敷　一枚
○同保第五五号（同）
一、換価金　八百九十円
○同領第六六号（同）
一、紫色風呂敷　一枚
二、薄桃色風呂敷　一枚
三、カーテン　一枚
四、鏡風呂敷　一枚
五、赤色ヒモ　一本
六、白布袋　一枚
七、リュックサック　一個
○同保第一二一号（同）
一、換価金　九百五十四円
○同領第一四五号（同）
一、黒背負袋　一個
二、買物籠　一個
三、白布袋　一個
○同保第一二二号（同）
一、換価金　三百十四円
○同領第一四六号（同）
一、白布手提袋　一個
二、紺布袋　一個
○同保第一二三号（同）
一、換価金　八百八円
○同領第一四七号（同）
一、背負袋　一個
二、白布袋　一個
○同保第一二四号（同）
一、換価金　二千二百二円
○同領第一五〇号（同）
一、換価金　九百五十円
○同保第一二六号（同）
一、換価金　二千二百二十七円
○同領第一三一号（同）
一、風呂敷　一枚
二、木綿袋　一個
三、木綿袋　一枚
四、手提袋布製　一個
五、風呂敷　一枚
六、木綿袋　一枚
七、ボール箱　一個
八、木綿袋　一枚
○同保第一二六号（同）
一、換価金　三千七百三円
○同領第一四〇号（同）
一、木綿袋　一個
二、鉄革繩　一個
三、木綿袋　一個
四、紙箱　一個
五、風呂敷　一枚
六、野菜籠　一個
七、紙箱　一個
八、木綿袋　一個
九、風呂敷　一枚
○同保第一二七号（同）
一、換価金　二千九百二十七円
○同領第一三八号（同）
一、木綿袋　一個
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一枚
四、木綿製袋　一個
五、木綿風呂敷　一枚
六、木綿製袋　一個
七、木綿製袋　一個
八、木綿風呂敷　一枚
○同保第一二七号（同）
一、換価金　四百七十一円
○同領第一四九号（同）
一、布製手提カバン　一個
二、木綿袋　一個
○同保第一二八号（同）
一、換価金　二千九百二十七円
○同領第一三九号（同）
一、風呂敷　一枚
二、木綿袋　一枚
三、木綿袋　一枚
四、木綿製袋　一個
五、木綿風呂敷　一枚
○同保第一二八号（同）
一、換価金　二千二百二円
○同領第一五〇号（同）
一、換価金　二百五十円
○同保第一二二号（同）
一、買物籠　一個
二、白リュックサック　一個
○同領第一四八号（同）
一、換価金　二千二百二円
○同領第一五一号（同）
一、鉄力繩　一個
二、リュックサック　一個
三、米袋　一個
四、鉄力繩　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第一七四号（氏名不詳）
一、換価金　一千六百三十六円
○同領第一七五号（同）
一、換価金　一千九百十七円
○同領第一七六号（同）
一、換価金　一千九百十七円
○同領第一七七号（同）
一、換価金　一千九百十七円
○同領第一七八号（同）
一、換価金　一千九百十七円
○同領第一七九号（同）
一、換価金　一千九百十七円
○同領第一八〇号（同）
一、換価金　一千九百十七円
○同領第一八一号（同）
一、換価金　一千九百十七円
○同領第一八二号（同）
一、換価金　一千三百十五円
○同領第一八三号（同）
一、換価金　一千三百十三円
○同領第一八四号（同）
一、換価金　一千三百十八円
○同領第一八五号（同）
一、換価金　一千三百十五円
○同領第一八六号（同）
一、換価金　一千三百十五円
○同領第一八七号（同）
一、換価金　一千三百十五円
○同領第一八八号（同）
一、換価金　一千三百十五円
○同領第一八九号（同）
一、換価金　一千三百十五円
○同領第一九〇号（同）
一、換価金　一千三百十五円
○同領第一九一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第一九二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第一九三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第一九四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第一九五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第一九六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第一九七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第一九八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第一九九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二〇〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二〇一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二〇二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二〇三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二〇四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二〇五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二〇六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二〇七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二〇八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二〇九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二一〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二一一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二一二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二一三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二一四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二一五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二一六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二一七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二一八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二一九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二二〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二二一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二二二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二二三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二二四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二二五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二二六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二二七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二二八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二二九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二三〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二三一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二三二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二三三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二三四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二三五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二三六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二三七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二三八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二三九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二四〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二四一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二四二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二四三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二四四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二四五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二四六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二四七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二四八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二四九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二五〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二五一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二五二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二五三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二五四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二五五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二五六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二五七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二五八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二五九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二六〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二六一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二六二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二六三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二六四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二六五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二六六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二六七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二六八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二六九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二七〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二七一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二七二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二七三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二七四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二七五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二七六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二七七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二七八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二七九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二八〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二八一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二八二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二八三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二八四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二八五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二八六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二八七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二八八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二八九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二九〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二九一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二九二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二九三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二九四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二九五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二九六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二九七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二九八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第二九九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三〇〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三〇一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三〇二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三〇三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三〇四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三〇五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三〇六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三〇七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三〇八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三〇九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三一〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三一一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三一二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三一三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三一四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三一五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三一六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三一七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三一八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三一九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三二〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三二一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三二二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三二三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三二四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三二五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三二六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三二七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三二八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三二九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三三〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三三一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三三二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三三三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三三四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三三五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三三六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三三七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三三八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三三九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三四〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三四一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三四二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三四三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三四四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三四五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三四六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三四七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三四八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三四九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三五〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三五一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三五二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三五三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三五四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三五五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三五六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三五七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三五八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三五九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三六〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三六一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三六二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三六三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三六四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三六五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三六六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三六七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三六八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三六九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三七〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三七一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三七二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三七三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三七四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三七五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三七六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三七七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三七八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三七九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三八〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三八一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三八二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三八三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三八四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三八五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三八六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三八七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三八八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三八九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三九〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三九一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三九二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三九三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三九四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三九五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三九六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三九七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三九八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第三九九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四〇〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四〇一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四〇二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四〇三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四〇四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四〇五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四〇六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四〇七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四〇八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四〇九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四一〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四一一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四一二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四一三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四一四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四一五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四一六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四一七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四一八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四一九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四二〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四二一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四二二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四二三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四二四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四二五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四二六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四二七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四二八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四二九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四三〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四三一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四三二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四三三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四三四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四三五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四三六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四三七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四三八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四三九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四四〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四四一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四四二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四四三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四四四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四四五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四四六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四四七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四四八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四四九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四五〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四五一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四五二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四五三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四五四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四五五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四五六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四五七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四五八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四五九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四六〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四六一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四六二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四六三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四六四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四六五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四六六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四六七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四六八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四六九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四七〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四七一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四七二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四七三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四七四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四七五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四七六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四七七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四七八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四七九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四八〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四八一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四八二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四八三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四八四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四八五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四八六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四八七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四八八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四八九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四九〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四九一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四九二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四九三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四九四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四九五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四九六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四九七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四九八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第四九九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五〇〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五〇一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五〇二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五〇三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五〇四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五〇五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五〇六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五〇七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五〇八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五〇九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五一〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五一一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五一二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五一三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五一四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五一五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五一六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五一七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五一八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五一九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五二〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五二一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五二二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五二三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五二四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五二五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五二六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五二七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五二八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五二九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五三〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五三一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五三二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五三三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五三四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五三五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五三六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五三七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五三八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五三九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五四〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五四一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五四二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五四三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五四四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五四五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五四六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五四七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五四八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五四九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五五〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五五一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五五二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五五三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五五四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五五五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五五六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五五七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五五八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五五九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五六〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五六一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五六二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五六三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五六四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五六五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五六六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五六七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五六八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五六九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五七〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五七一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五七二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五七三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五七四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五七五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五七六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五七七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五七八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五七九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五八〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五八一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五八二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五八三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五八四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五八五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五八六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五八七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五八八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五八九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五九〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五九一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五九二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五九三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五九四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五九五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五九六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五九七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五九八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第五九九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六〇〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六〇一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六〇二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六〇三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六〇四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六〇五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六〇六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六〇七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六〇八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六〇九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六一〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六一一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六一二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六一三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六一四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六一五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六一六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六一七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六一八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六一九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六二〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六二一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六二二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六二三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六二四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六二五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六二六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六二七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六二八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六二九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六三〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六三一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六三二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六三三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六三四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六三五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六三六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六三七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六三八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六三九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六四〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六四一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六四二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六四三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六四四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六四五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六四六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六四七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六四八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六四九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六五〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六五一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六五二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六五三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六五四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六五五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六五六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六五七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六五八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六五九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六六〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六六一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六六二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六六三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六六四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六六五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六六六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六六七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六六八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六六九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六七〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六七一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六七二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六七三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六七四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六七五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六七六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六七七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六七八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六七九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六八〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六八一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六八二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六八三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六八四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六八五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六八六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六八七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六八八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六八九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六九〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六九一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六九二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六九三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六九四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六九五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六九六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六九七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六九八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第六九九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七〇〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七〇一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七〇二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七〇三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七〇四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七〇五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七〇六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七〇七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七〇八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七〇九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七一〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七一一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七一二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七一三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七一四号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七一五号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七一六号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七一七号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七一八号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七一九号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七二〇号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七二一号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七二二号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○同領第七二三号（同）
一、換価金　一千三百十四円
○

ことになる又不在者の生死を知つている者も右期日までにその届出をされたい。

昭和二十六年十月二十五日

長野家庭裁判所松本支部

◎本籍並びに最後の住所　長野県下伊那郡龍丘村大字駒利五二四番地

不在者　木下もゝへ

明治三十七年二月二十三日生

右不在者に対し利害関係人木下邦雄より失踪宣告の申立があつたから右不在者は昭和二十七年六月一日午前九時迄に当裁判所へ生存の届出をしないときは失踪の宣告をされることになる。又不在者の生死を知る方は右期日までにその届出をされたい。

昭和二十六年十月二十三日

長野家庭裁判所飯田支部

●昭和二十六年(家)第一一四五号

本籍長野県埴科郡南條村七千百六十四番地イ号、最後の住所東京市本所区石原町二丁目番地不詳

不在者　玉井　義徳

明治四十一年八月七日生

右不在者に対し利害関係人長野県殖産科郡南條村七千百六十四番地イ号玉井義徳より失踪宣告の申立があつたから右不在者は昭和二十七年六月三十日午前九時までに当裁判所に生存の届出をしないときは失踪の宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日までにその届出をして下さい。

昭和二十六年十月十七日

長野家庭裁判所上田支部

家事審判官　増山　諏

●昭和二十六年(家)第三五五二号

本籍尼崎市東富松九百十番地、日本における最後の住所尼崎市東富松九百十番地

最後に判明している年月日所在場所昭和二十年七月頃朝鮮虎頭

所属部隊満州第八九一軍事郵便所気付満州第五〇六部隊赤城隊

今次戦争による生死不明者

陸軍歩兵二等兵　越川　茂

大正九年六月十八日生

右の者に対し利害関係人越川隆子から失踪宣告の申立があつたから右生死不明者は昭和二十七年五月十四日年前十時迄当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしなければ失踪宣告することがある。又その生死不明者の生死を知つている方は右の期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十月二十日

大阪家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第一三〇九号

本籍並びに住所愛知県中島郡千代田村大字込野五百六十番地

申立人　山田　宣之

本籍愛知県中島郡千代田村大字込野五百六十番地、最後の住所本籍に同じ

不在者　山田千代治

明治四十一年七月十一日生

右不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年五月三十一日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をしないときは失踪の宣告をされることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十月二十三日

名古屋家庭裁判所一宮支部

家事審判官　永田国光

●本籍並びに最後の住所八名郡双和村大字賀茂字川原四十一番地

不在者　松井　き興

明治三十三年八月五日生

右の者に対し愛知県八名郡双和村大字賀茂字川原四十一番地、松井道太郎から失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十七年七月十五日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をされれ度い。若しその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つているものも右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年十月二十二日

名古屋家庭裁判所新城支部

●昭和二十六年(家)第一二九〇号

本籍並びに住所山口市大字黒川二七七三

申立人　北村　信輔

本籍申立人に同じ、最後の所在昭和二十年六月一日代馬潭第一二四師団輜重隊第四中隊

今次戦争による生死不明者

元輜重兵二等兵　北村　一男

大正五年六月十五日生

右の生死不明者に対し申立人より失踪宣告の申立があつたから右の生死不明者は昭和二十七年六月二十五日午前十時までに当裁判所に生存の届出をしないときは失踪宣告をされることになります。又右の生死不明者の生死を知つているものも、右期日までにその届出をせられたい。

昭和二十六年十月十七日

山口家庭裁判所

◎昭和二十六年(家)第七九八号

本籍山口県下関市大字関後北村、最後の住所関市大和町

不在者　浴　孝二

大正九年九月九日生

右不在者に対し利害関係人下関市園田町浴益江より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年五月三十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つてゐる者も右期日までにその届出をされたい。

昭和二十六年十月十三日

長崎家庭裁判所福江支部

●昭和二十六年第一七三号

本籍宮城県本吉郡唐桑村字上西側七十九番地、最後の住所東京都台東区浅草新吉原京町二丁目二十一番地、特殊喫茶店「田中楼」こと斎藤すが方

不在者　小野寺みつ子

大正十二年一月十六日生

右の不在者に対し利害関係人小野寺徳蔵から失踪宣告の審判申立があつたから不在者は昭和二十七年五月三十一日午前十時までに当家庭裁判所に生存の届出をしないときは失踪の宣告を受けることになります。もしその届出をして下さい。

昭和二十六年十月二十二日

仙台家庭裁判所気仙沼支部

●昭和二十六年(家)第八五二一号

本籍並びに住所岩手県稗貫郡石鳥谷町大字北寺林第三地割字保呂三十一番地

申立人　高橋　ミチ

本籍並びに最後の住所岩手県稗貫郡石鳥谷町大字北寺林第五地割字佐手花二百十二番の八番地

不在者　高橋　ミチ

明治二十五年一月十日生

右不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年五月十日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をしなければ失踪を宣告する。又不在者の生死を知つているものは右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年十月十四日

盛岡家庭裁判所花巻支部

家事審判官　降矢　長

◎徳島県流部郡日和佐町大字日和佐浦字日和佐浦百九十三番地

申立人　海部　明

徳島県海部郡日和佐町大字日和佐浦字日和佐浦百九十三番地

不在者　海部円大郎

明治二十九年一月二日生

右不在者に対して申立人から失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十七年六月二十五日迄に当家庭裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪を宣告する。又不在者の生死を知つている者は右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年十月十七日

徳島家庭裁判所富岡支部

●本籍愛媛県北宇和郡来村大字祝森甲三〇七三番地、最後の住所宇和島市神田川原一区

不在者　兵頭　牧太

明治十四年十一月五日生

右不在者に対し利害関係人兵頭美知より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月十二日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をなさぬときは失踪を宣告する。又不在者の生死を知る者は右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年十月十三日

松山家庭裁判所宇和島支部

◎昭和二十六年(家)第三四五号

本籍横浜市神奈川区六角橋町四一番地、最後の住所横浜市神奈川区神奈川新町一九七番地

不在者　中村　ヨネ

明治四十一年七月一日生

右不在者に対し横浜市神奈川区六角橋町四一番地中村直吉より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年五月二十日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないと失踪の宣告をうけることになる。又不在者の生死を知つている者も右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年九月二十五日

横浜家庭裁判所

○失踪宣告

●昭和二十六年(家)第五一号

本籍及び最後の住所群馬県甘楽郡額部村大字南後閤三三一番地

不在者　神戸　たつ

明治四十四年六月二十五日生

右不在者に対し利害関係人神戸丈平の失踪宣告申立により当裁判所は昭和二十六年二月二十七日公示催告をしたところ、昭和二十六年九月十日午前十時の公示催告期日までに不在者が生存することの届出がなかつたので不在者は昭和六年十一月末日以来七年以上生死が分明しないものと認め次のとおり審判する。

主　文

不在者神戸なつの失踪を宣告する。

昭和二十六年九月二十日

前橋家庭裁判所富岡支部

家事審判官　松田正己

◎昭和二十六年(家)第五五号

本籍富士郡富士町森島三百番地、最後の住所同町富士二百七十六番地

不在者　臼井キクエ

昭和七年二月二十日生

右の者に対し富士郡富士町森島三百番地臼井幸太郎の申立により当裁判所は昭和二十一年八月三日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十月十六日

静岡家庭裁判所吉原支部

●昭和二十六年(家)第一六五号

本籍長野県上伊那郡富県村五千九百七十四番地、最後の所在昭和二十年五月十二日満州国海拉爾駐屯独立歩兵第五八七大隊第二中隊官等級不明

今次戦争による生死不明者　北原　三郎

明治四十三年十一月五日生

右の者に対し長野県上伊那郡富県村五千九百七十四番地北原留十から申立があつたので当裁判所は右の者が昭和二十三年九月二日死亡したものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十六年十月二十六日

長野家庭裁判所伊那支部

○除権判決

●昭和二十六年(ハ)第一号

宇都宮市宿郷町十三番地

申立人　片島　章吉

証券の表示

一、別紙表示の通り

右証券に付いて当裁判所は公示催告を為したが昭和二十六年九月一日午前十時の期日迄に権利の届出と証券を提出する者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月一日

宇都宮簡易裁判所

裁判官　須田武治

(別紙)　目　録

一証書　C00381817日本専売公社預託金小切手　金額　金三万円

振出人　日本専売公社宇都宮地方局経理部長大島信一

支拂人　日本銀行宇都宮代理店

受取人　片島章吉

振出年月日　昭和二十五年十二月二十九日

支拂地　宇都宮市

振出地　宇都宮市

最後の所持人　片島章吉

●昭和二十五年(ハ)第二号

住所宇都宮市吉野町一丁目四十六番地

申立人　斎藤真一郎

証券の表示

一、別紙表示の通り

右証券に付いて当裁判所は公示催告を為したが昭和二十六年八月二十四日午前十時の期日迄に権利の届出と証券を提出する者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月一日

宇都宮簡易裁判所

裁判官　須田武治

(別紙)　目　録

一証書　C00381817日本専売公社預託金小切手　金額　金三万円

振出人　日本専売公社宇都宮地方局経理部長大島信一

支拂人　日本銀行宇都宮代理店

受取人　片島章吉

振出年月日　昭和二十五年十二月二十九日

支拂地　宇都宮市

振出地　宇都宮市

最後の所持人　片島章吉

●昭和二十六年(ハ)第一号

宇都宮市宿郷町十三番地

申立人　片島　章吉

証券の表示

一、別紙表示の通り

右証券に付いて当裁判所は公示催告を為したが昭和二十六年九月一日午前十時の期日迄に権利の届出と証券を提出する者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月一日

宇都宮簡易裁判所

裁判官　須田武治

(別紙)　目　録

一証書　A H00182826政府債出金小切手

振出人　国立療養所梅花園長最上修二

支拂人　日本銀行宇都宮代理店

受取人　斎藤真一郎

振出年月日　昭和二十五年十月二十五日

支拂地　宇都宮市

振出地　栃木県河内郡城山村

最後の所持人　斎藤真一郎

●昭和二十六年(ハ)第一号

東京都目黒区中根町千七百九十四番地

申立人　磯前　好子

同所同番地

右代理人兼申立人　磯前　実

別紙目録表示の株券につき前記申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月十三日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出する者がなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十三日

伏見簡易裁判所

裁判官　河村耕太郎

(別紙)　目　録

宝酒造株式会社株式二百株

株券額面　一株につき金五十円也

拂込金額　一株につき金五十円也

株券記号番号　一百株券二枚（ハ第一〇〇号及び津甲第一三六一号）

株主名義人　磯前　実

宝酒造株式会社株式二百株

但し

株券額面　一株につき金五十円也

拂込金額　一株につき金五十円也

株券記号番号　一百株券二枚（祇甲第五〇四三号及び津甲第一三六二号）

株主名義人　磯前好子

●昭和二十五年(ハ)第五号

山梨県中巨摩郡武村万歳一三〇番地

申立人　土肥　茂

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和十六年九月十二日午前九時の期日迄に権利を届出て且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十二日

宇部簡易裁判所

(別紙)　目　録

宇部興産株式会社百株券一枚

記号番号　に戊第三四一五五号

額面　金五千円也全額拂込済

最終名義人　滝村保登

同会社百株券一枚

記号番号　に戊第三四一六三三号

額面　金五千円也全額拂込済

最終名義人　坂本静江

以上各株券の

発行年月日　昭和二十四年八月十日

発行者　宇部興産株式会社取締役社長依田明

福岡県三井郡草野町矢作六九〇番地

申立人　中村清三郎

右申立人の申立に依る昭和二十五年(ハ)第五一号公示催告事件について当裁判所は左の通り判決する。

主　文

左記証券は無効とする。

証券の表示

一、別紙目録記載の通り。

右申立人の申立に依り右証券について当裁判所は昭和二十五年三月二十二日公示催告を為した処其の公示催告期日たる昭和二十六年三月二十日午前九時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから右申立人の申立により主文の通り宣言する。

昭和二十六年三月二十日

福岡簡易裁判所

裁判官　津田猛哉

(別紙)　目　録

九州配電株式会社株式一千株

記号番号　戊第五一三号百株券一枚、同第二八八三—二八八四号百株券二枚、い戊第五三五〇—五三五五号百株券六枚、丙第二九六六—二九六六二号百株券五枚、同第一三六九九六—一三六九九七号十株券二枚、い丙第一二五五号十株券一枚、同第二一五五九—二一五六〇号十株券二枚

最終所持人　中村清三郎

十六年九月十二日午前九時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十二日

宇部簡易裁判所

(別紙)　目　録

宇部興産株式会社百株券一枚

記号番号　に戊第三四一五五号

額面　金五千円也全額拂込済

最終名義人　滝村保登

同会社百株券一枚

記号番号　に戊第三四一六三三号

額面　金五千円也全額拂込済

最終名義人　坂本静江

以上各株券の

発行年月日　昭和二十四年八月十日

発行者　宇部興産株式会社取締役社長依田明

福岡県三井郡草野町矢作六九〇番地

申立人　中村清三郎

右申立人の申立に依る昭和二十五年(ハ)第五一号公示催告事件について当裁判所は左の通り判決する。

主　文

左記証券は無効とする。

証券の表示

一、別紙目録記載の通り。

右申立人の申立に依り右証券について当裁判所は昭和二十五年三月二十二日公示催告を為した処其の公示催告期日たる昭和二十六年三月二十日午前九時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから右申立人の申立により主文の通り宣言する。

昭和二十六年三月二十日

福岡簡易裁判所

裁判官　津田猛哉

(別紙)　目　録

九州配電株式会社株式一千株

記号番号　戊第五一三号百株券一枚、同第二八八三—二八八四号百株券二枚、い戊第五三五〇—五三五五号百株券六枚、丙第二九六六—二九六六二号百株券五枚、同第一三六九九六—一三六九九七号十株券二枚、い丙第一二五五号十株券一枚、同第二一五五九—二一五六〇号十株券二枚

最終所持人　中村清三郎

●福岡市博多古小路六番地

丸菱株式会社

申立人　丸菱株式会社

右代表取締役　秋根　昌美

右申立人の申立に依り昭和二十五年(ハ)第六〇号公示催告事件について当裁判所は左の通り判決する。

主　文

左記証券は無効とする。

証券の表示

一、別紙目録記載の通り。

右申立人の申立に依り右証券について当裁判所は昭和二十五年十月十日公示催告を為した処其の公示催告期日たる昭和二十六年六月二十四日午前九時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから右申立人の申立により主文の通り宣言する。

昭和二十六年八月二十七日

福岡簡易裁判所

裁判官　津田猛哉

(別紙)　目　録

一種類　約束手形

額面金額　五十万円也

振出地　福岡市箱崎町四一二二一番地

振出人　福岡市箱崎町四一二二一番地、昭和鉄工株式会社取締役社長

飯田実

受取人　福岡市博多古小路六番地、丸菱株式会社

振出番号　第五三七号

振出年月日　昭和二十五年七月十三

支拂期日　昭和二十五年十月五日

支拂場所　東京銀行福岡支店

支拂地　福岡市

●東京都目黒区三丁目五二九番地

申立人　大坪　勇木

右申立人の申立に依る昭和二十五年(ハ)第六〇号公示催告事件について当裁判所は左の通り判決する。

主　文

左記証券は無効とする。

証券の表示

一、別紙目録記載の通り。

右申立人の申立に依り右証券について当裁判所は昭和二十五年十月十日公示催告を為した処其の公示催告期日たる昭和二十六年三月二十日午前九時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから右申立人の申立により主文の通り宣言する。

昭和二十六年八月二十七日

福岡簡易裁判所

裁判官　津田猛哉

(別紙)　目　録

一種類　約束手形

額面金額　五十万円也

振出地　福岡市箱崎町四一二二一番地

振出人　福岡市箱崎町四一二二一番地、昭和鉄工株式会社取締役社長

飯田実

受取人　福岡市博多古小路六番地、丸菱株式会社

振出番号　第五三七号

振出年月日　昭和二十五年七月十三

支拂期日　昭和二十五年十月五日

支拂場所　東京銀行福岡支店

支拂地　福岡市

●福岡県糟屋郡久原村八七七番地

申立人　久芳甚九郎

右申立人の申立に依る昭和二十五年(ハ)第六三号公示催告事件について当裁判所は左の通り判決する。

主　文

左記証券は無効とする。

証券の表示

一、別紙目録記載の通り。

右申立人の申立に依り右証券について当裁判所は昭和二十五年十月十日公示催告を為した処其の公示催告期日たる昭和二十六年六月二十四日午前九時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから右申立人の申立により主文の通り宣言する。

昭和二十六年八月二十七日

福岡簡易裁判所

裁判官　津田猛哉

(別紙)　証券目録

松島炭鉱株式会社株式百株券一枚

記号番号　第三新甲第一二九九号百株券一枚

支拂額面　五十円也全額拂込済

発行年月日　昭和二十五年七月一日

発行者　松島炭鉱株式会社取締役社長井上與七郎

株券名義人　大坪勇木

●福岡県糟屋郡久原村八七七番地

申立人　久芳甚九郎

右申立人の申立に依る昭和二十五年(ハ)第六三号公示催告事件について当裁判所は左の通り判決する。

主　文

左記証券は無効とする。

証券の表示

一、別紙目録記載の通り。

右申立人の申立に依り右証券について当裁判所は昭和二十五年十月十日公示催告を為した処其の公示催告期日たる昭和二十六年六月二十四日午前九時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから右申立人の申立により主文の通り宣言する。

昭和二十六年八月二十七日

福岡簡易裁判所

裁判官　津田猛哉

(別紙)　証券目録

一証券種類　約束手形

金額　五万円也

支拂期日　昭和二十五年十月十二日

支拂場所　福岡市

支拂地　福岡市

振出地　福岡市箱崎駅前二〇三三番地、同和商事株式会社取締役社長伊德秀四郎、伊德秀四郎、北善吾

振出日　昭和二十五年九月十二日

宛名人　久芳甚九郎

一証券種類　約束手形

金額　二十万円也

支拂期日　昭和二十五年十月十七日

支拂地　福岡市

支拂場所　三和銀行天神町支店

振出地　福岡市箱崎駅前二〇三三番地、同和商事株式会社取締役社長伊德秀四郎、伊德秀四郎、北善吾

振出日　昭和二十五年九月十八日

宛名人　久芳甚九郎

●福岡県浮羽郡竹野村大字中尾一九九九番地の一　申立人　吉村　貞隆
右申立人の申立に依る昭和二十五年(〇〇)第六四号公示催告事件について当裁判所は左の通り判決する。
主　文
左記証券は無効とする。
証券の表示
一、別紙目録記載の通り。
右申立人の申立に依り右証券について当裁判所は昭和二十五年十九日公示催告を為した処其の公示催告期日なる昭和二十六年六月二十四日午前九時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから右申立人の申立により主文の通り宣言する。
昭和二十六年八月二十七日
福岡簡易裁判所
裁判官　津田猛哉

(別紙)　目　録
一証書　吉村貞隆名義のほ甲第三二六三号同第三二六四号同第三二六五号同第三二六六号同第三二六七号
額面金額　金五十円五株券全額拂込済
発行者　西日本鉄道株式会社
最終の名義人兼所持人　吉村貞隆
一証書　吉村貞隆名義のほ乙第六七五九号同第六七六〇号
額面金額　金五百円二株券全額拂込済
発行者　西日本鉄道株式会社
最終の名義人兼所持者　吉村貞隆
一証書　吉村貞隆名義のほ丙第三三七九号同第三三八〇号同第三三八一号
額面金額　金二千五百円四株券全額拂込済
発行者　西日本鉄道株式会社
最終の名義人兼所持者　吉村貞隆
証書の発行年月日　各通とも昭和二十三年四月三十日

●福岡県山門郡瀦高町大字大神二九五一番地　申立人　大津忠太郎
右申立人の申立に依る昭和二十五年(〇〇)第六五号公示催告事件について当裁判所は左の通り判決する。
主　文
左記証券は無効とする。
証券の表示
一、別紙目録記載の通り。
右申立人の申立に依り右証券について当裁判所は昭和二十五年十一月二十四日公示催告を為した処其の公示催告期日なる昭和二十六年八月二十四日午前九時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから右申立人の申立により主文の通り宣言する。
昭和二十六年八月二十七日
福岡簡易裁判所
裁判官　津田猛哉

(別紙)　目　録
西日本鉄道株式会社新株式申込証拠金領収証一通
内　訳
額面　金一万五千円也
株数　三百株分(一株に付金五十円
振出年月日　昭和二十三年八月十三日
振出地　東京都中央区日本橋蠣殻町
支拂場所　帝国銀行堀留支店
振出人　東京都中央区日本橋蠣殻町二丁目十六番地、大東紡織株式会社取締役社長吉田初次郎
受取人氏名　長谷虎産業株式会社

●別府市旭通り三丁目　申立人　小畑　実
右申立人の申立に依る昭和二十五年(〇〇)第六八号公示催告事件について当裁判所は左の通り判決する。
主　文
左記証券は無効とする。
証券の表示
一、別紙目録記載の通り。
右申立人の申立に依り右証券について当裁判所は昭和二十六年一月二十三日公示催告を為した処其の公示催告期日たる昭和二十六年八月二十四日午前九時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから右申立人の申立により主文の通り宣言する。
昭和二十六年八月二十七日
福岡簡易裁判所
裁判官　津田猛哉

(別紙)　目　録
九州配電株式会社株式五十株券三枚、十株券十五枚
額面金額　金一万五千円全額拂込済
記号番号　丁自第九九四九号至第九九五三五号　丁第一九五三一号、丙自第五三五四号至第五三一五五〇号、丙第六三〇五三号内自第六八七五六至第六八七五七号、丙自第八四七九七七号
発行者　九州配電株式会社
発行年月日　昭和十七年八月一日
最初の株主名義人　平井増太郎
現在名義人　大津忠太郎

右代理人　富永千枝子

●昭和二十六年(〇〇)第二五号
東京都中央区日本橋茅場町一の二
十六番地　申立人　極東証券株式会社
右代表取締役　元松　直人
右代理人　坂巻　昭
別紙目録表示の代理人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年八月三十日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月十日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之
(別紙)　目　録
三井木材工業株式会社発行株式百株券三枚
記号番号　ろ内第三八〇七号、第六〇二八号
額面金額　金五千円
拂込金額　全額
発行年月日　昭和二十四年四月十五日
最終株主名義人　富士証券株式会社
取締役社長青山千代造

●昭和二十六年(〇〇)第二六号
東京都中央区日本橋蠣殻町二丁目十六番地　申立人　大東紡織株式会社
右代表取締役　吉田初次郎
右代理人弁護士　伊達　利知
同　今井　義雄　木下　房江
右復代理人
別紙目録表示の約束手形に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月十日午前十時の期日迄に権利を届出て且右約束手形を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記約束手形の無効を宣言する。
昭和二十六年九月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑
(別紙)　目　録
約束手形の表示
一番号　第四六四号
額面　金二百八十五万円也
満期日及び振出日　自地
振出地　東京都中央区
支拂場所　帝国銀行堀留支店
振出人　東京都中央区日本橋蠣殻町二丁目十六番地、大東紡織株式会社取締役社長吉田初次郎
受取人氏名　長谷虎産業株式会社

○破産決定取消
●大阪市東区北浜一丁目三二
破産者　三星証券株式会社
右代表者清算人　北島　忠一
右の者に対する昭和二十五年(フ)第二七四八八号、昭和二十五年(フ)第二七四号破産事件に付き大阪高等裁判所に於て左の決定を為し該決定確立した。
主　文
原決定を取り消す。
債権者鈴木英雄、同吉田修之の各破産申立を棄却する。
右公告する。
昭和二十六年十一月二日
大阪地方裁判所

○債権者集会期日変更
●登記簿上の本店所在地　埼玉県北足立郡大和町大字下新倉一六七〇番地
事実上の本店所在地　東京都中央区銀座西二丁目二番地中島ビル
債務者　芝浦精機工業株式会社
右代表者取締役　石川寅之助
右の者に対する昭和二十五年(コ)第二号和議申立事件について、当裁判所は次のように決定したから公告する。
一、和議債権者集会の期日を昭和二十六年十二月六日午後一時に変更する。
昭和二十六年十一月六日
東京地方裁判所
民事第三十八部
裁判官　菅野啓蔵

○和議手続開始
●東京都渋谷区芝田村町六丁目十番地
債務者　三和通商株式会社
右代表者取締役　江波戸孝吉
右の者に対する昭和二十六年(コ)第一号和議申立事件について、昭和二十六年十一月二十九日午前十一時当裁判所が為した和議開始決定に関して、次のとおり公告する。
一、債務者三和通商株式会社に対して、和議管財人は東京都千代田区内幸町二の三幸ビル二階十六号弁護士　吉永多賀誠
一、債権届出期間　昭和二十六年十一月三十日まで
一、債権者集会の期日　昭和二十六年十二月十一日午後一時
昭和二十六年十月二十九日
東京地方裁判所
民事第三十八部
裁判官　新見俊介
一、和議債権は之を二分し、其の一を免除すること。
二、其の余については、和議開始決定の日より無利息とし、和議認可決定確定の日より之を五箇年間据置くこと。
三、前項の債権は毎年五分の一宛五箇年間に弁済を為すものとす。其の第一回の弁済期は前項据置期間満了の翌年の十二月末日とし、第二回以降は第一回に引き続き毎年十二月末日とする。
以上

○和議開始決定中更正
●登記簿上の本店所在地　埼玉県北足立郡大和町大字下新倉一六七〇番地
事実上の本店所在地　東京都中央区銀座西二丁目二番地中島ビル
債務者　芝浦精機工業株式会社
右代表者取締役　石川寅之助
右の者に対する昭和二十五年(コ)第二号和議申立事件について、当裁判所が昭和二十六年十月二日午後四時に為した和議開始決定中明白なる誤謬があるので、職権により次のように更正したから公告する。
一、右決定の債務者の表示中「右代表者取締役矢飼治之」とあるを「代表者取締役石川寅之助」と更正する。
昭和二十六年十一月六日
東京地方裁判所
民事第三十八部
裁判官　菅野啓蔵

地方公共団体公告

○行旅死亡人
本籍住所氏名不詳男年令三十五才から四十才位頭丸刈身長五尺二寸位着衣旧軍シャツ、チョッキ表茶裏白地縞縞旧軍ズボン下黒ラシヤズボンモツコフンドシラクダ色腹巻モツコフンドシ
右は本村旧荒川に死体浮漂十一月四日発見死後一週間を経過したものと推定仮埋葬をした。心当りの者は当役場へ申出られたい。
昭和二十六年十一月六日
埼玉県北足立郡美笹村役場

会社その他の公告

鐘淵紡績株式会社第四回物上担保附社債募集公告

今般当会社第四回物上担保附社債総額四十五億円の内第七回発行分と号社債を左記要項により募集致しますから御申込下さい。
昭和二十六年十一月
鐘淵紡績株式会社
一、委託会社　鐘淵紡績株式会社
一、受託会社　帝国銀行(代表)、日本興業銀行及び富士銀行
一、社債の総額　金四十五億円
一、発行方法　数回に分けて発行
一、今回の発行金額　と号社債金一億円
一、各社債の金額　金一万円及び金十万円の二種
一、発行価額　額面百円につき金九十八円五十銭
一、償還の方法及び期限　期限五年、一年据置後毎年半年額面二百円以上を償還又は買入銷却し、期限までに完済
一、利拂期　毎年五月、十一月の各二十六日
一、元利金支拂場所　帝国銀行本店及び各支店、富士銀行本店及び一部支店、日本興業銀行本店及び一部支店、日本勧業、千代田、各銀行本店及び大阪支店、三和、大和、東京、神戸各銀行本店及び東京支店、東海、朝日各信託銀行本店及び大阪支店、野村、山一、日興、大和、日本勧業各証券会社本店及び大阪支店
一、信託証書及び発行契約証書の各表示　昭和二十五年十一月二十日附第四回物上担保附社債信託証書及び昭和二十六年十月二十七日附本と号社債発行契約証書
一、担保　当会社所有の東京洗務局江川出張所登記第一〇七号工場財団(順位第一番)、当会社は前記工場財団上の先順位抵当権を以て担保されを第三回物上担保附社債現存額十五億八千四百万円の一部若しくは全部を償還若しくは銷却したときは、その都度遅滞なくこれを担保する先順位抵当権の登記を変更若しくは抹消するものとする。
一、担保の価格に関する調査報告　受託会社の査定によれば前記工場財団は本社債の元利金を担保するに足る価格を有する。
一、未償還社債総額　金二十五億三千現在)
一、既に発行に係る各回社債の表示号社債金二億円、未償還額二億円未償還額の利率年八分五厘、償還期限昭和三十一年三月二十日、ろ号社債金二億円、未償還額二億円、未償還額の利率年八分五厘、償還期限昭和三十一年五月二十五日、ほ号社債金一億五千万円、未償還額一億五千万円、償還期限昭和三十一年七月二十五日、に号社債金一億円、未償還額一億円、未償還額の利率年八分五厘、償還期限昭和三十一年九月二十五日、へ号社債金一億円、未償還額一億円、未償還額の利率年八分五厘、償還期限昭和三十一年十月二十五日
一、社債の利率　年八分五厘
一、発行価額　額面百円につき金九十八円五十銭
一、償還の方法及び期限　期限五年、一年据置後毎年半年額面二百円以上を償還又は買入銷却し、期限までに完済
一、利拂期　毎年五月、十一月の各二十六日
一、元利金支拂場所　帝国銀行本店及び各支店、富士銀行本店及び一部支店、日本興業銀行本店及び一部支店、日本勧業、千代田、各銀行本店及び大阪支店、三和、大和、東京、神戸各銀行本店及び東京支店、東海、朝日各信託銀行本店及び大阪支店、野村、山一、日興、大和、日本勧業各証券会社本店及び大阪支店
一、信託証書及び発行契約証書の各表示　昭和二十五年十一月二十日附第四回物上担保附社債信託証書及び昭和二十六年十月二十七日附本と号社債発行契約証書
一、担保　当会社所有の東京洗務局江川出張所登記第一〇七号工場財団(順位第一番)、当会社は前記工場財団上の先順位抵当権を以て担保されを第三回物上担保附社債現存額十五億八千四百万円の一部若しくは全部を償還若しくは銷却したときは、その都度遅滞なくこれを担保する先順位抵当権の登記を変更若しくは抹消するものとする。
一、担保の価格に関する調査報告　受託会社の査定によれば前記工場財団は本社債の元利金を担保するに足る価格を有する。

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年十月十六日の株主総会の決議により解散した。当社に対して債権を有する者は、この公告掲載の翌日より二箇月以内に申出でられたい。若しこの期間内に申出無き時は清算より除斥せられる。
昭和二十六年十月三十日
西宮市今津山中町六十五番地
株式会社山崎商店
清算人　山崎　謙吾

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年十月十九日の臨時株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する方は この公告掲載の翌日より二箇月以内に申出られたし。若し此期間内に申出なき時は清算より除斥せらる。
昭和二十六年十月三十一日
大阪市北区曾根崎上一丁目三五
株式会社福島洋行清算事務所
代表清算人　三島　政豊

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年九月二十九日開催の臨時株主総会に於て解散の決議を致しましたから当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月十二日
岐阜県稲葉郡厚見村城東通り一丁目三十五番地
岐阜桐材株式会社
代表清算人　桑原　幹三

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年九月二十六日株主総会の決議により解散しました。当会社に債権を有する方は第一回公告の翌日から二箇月以内に申出がないと清算から除斥致します。
昭和二十六年十月十五日
和歌山県伊都郡橋本町大字妻
紀和索道株式会社
代表清算人　木村　重勝

債権申出公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十月三十一日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出のないときは清算より除斥致します。

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十五年四月三十日の株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月一日
東京都墨田区向島一丁目九番地の一
株式会社会風間商店
清算人　山口　伝一

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十月二十九日株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月一日
神戸市生田区海岸通五丁目二二の三　中山実業株式会社
清算人　新井　進

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十月二十九日株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月五日
東京都墨田区向島一丁目九番地
株式会社会風間商店
清算人　山口　伝一

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十月二十九日株主総会の決議により解散しました。当会社に対して債権を有する方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。若し此期間内に申出なき時は清算より除斥せらる。
昭和二十六年十月三十一日
大阪市東区北浜五丁目四十五番地
東興株式会社
代表清算人　松方　武

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十月二十九日の株主総会の決議により同年十月三十一日解散致しました。当会社に対して債権を有する者は この公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。若しこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十月三十一日
長崎県北松浦郡佐々町大字市瀬
鴨川免二〇四番地
船越産業株式会社
代表清算人　張田　銀猪
(船越吉雄)

解散公告(第三回)
当社は昭和二十六年九月二十一日総社員の同意を以て解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は十二月三十一日迄に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月一日
横浜市磯子区丸山町七番地
合資会社代門木型製作所
清算人　代門　中男

解散公告(第三回)
当社は昭和二十六年八月三十日定時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月十二日
名古屋市瑞穂区陽明町一の三三
旭化成株式会社
代表清算人　津村　吉清

昭和二十六年十一月十二日
東京都墨田区吾嬬町東五丁目十二番地
石居油脂株式会社
清算人　石居　五平
同　石居閉右左門

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年九月三十日の株主総会の決議により当日解散致しましたので当会社に対して債権を有する方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月六日
神奈川県中崎市池田町一一四番地
川崎薬器株式会社
代表清算人　島田　貞二

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年九月三十日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。若しこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十月十五日
長崎県北松浦郡佐々町大字市瀬
鴨川免二〇四番地
船越産業株式会社
代表清算人　張田　銀猪
(船越吉雄)

第7454号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

整理計画認可申請公告

昭和二十四年政令第二九一号に基く整理計画の認可申請をしましたから同政令第一八條の規定により公告します。

昭和二十六年十一月七日

特殊整理人　朝鮮製錬株式会社　安永　伝七

新温泉噴出する
有馬温泉
大浴場と家族風呂新設
観光旅館　御所坊
神戸駅から神戸電鉄にて60分
神戸市兵庫区有馬町
電話 有馬5番10番

株式会社資本減少公告

当会社は昭和二十六年十月十日株主総会に於て資本額三十万円を金二十万円に減少する決議を致しましたが之に対し異議のある債権者は来る昭和二十六年十二月十五日まで（公告の日から二箇月を下らない期間）に当会社にその申述を御願ひ致します。若し右期間内にその申述がないときは右資本減少を御承諾になつたものと看なします。

昭和二十六年十月二十五日

中島郡今伊勢町大字馬寄字山之小路五十五番地　天龍毛織株式会社　代表取締役　石川　孝平

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十月二十五日の臨時株主総会の決議により解散しました。当会社に債権を有する方は第一回公告の日から二箇月以内に申出がないと清算から除斥致します。

昭和二十六年十一月九日

東京都中央区日本橋呉服橋二丁目十番地　小樽海運株式会社　清算人　綱頭　新造

解散公告（第三回）

当組合は昭和二十六年三月一日組合員総会の決議で解散した。当組合に対して債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申出でられたい。若しこの期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十一月十二日

広島市堺町一丁目三十番地の二　広島県百貨卸商業協同組合　清算人　成宮惣五郎

整理計画認可公告

昭和二十四年政令第二九一号に基く当社の整理計画は認可になりましたから同政令第二〇條の規定により公告致します。

昭和二十六年十一月七日

特殊整理人　株式会社漢口銀行　入江　湊

株式併合による株券提出公告

当会社は昭和二十六年十一月六日開催の定時株主総会において額面株式一株に付金五十円の株式十株を併合して一株五百円の株式とすることに決議しましたから当会社の株式を所有する株主はこの公告掲載の翌日から三箇月以内に株券を当会社に御提出下さい。当併合に適しない端数株は当会社において適当に処分しその代金を処分株数に応じ御交付申上げます。

昭和二十六年十一月七日

兵庫県加東郡小野町中村三三七番地　播州重器工業株式会社　取締役社長　井筒　修二

減資公告

当会社は昭和二十六年六月三十日の株主総会で資本金一百五十万円を金七十五万円に減少する決議をしました。この資本減少に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年六月三十日

東京都大田区本蒲田一の一八　神田産業株式会社

株券提供公告

当会社は昭和二十六年六月三十日の株主総会で資本金一百五十万円を金七十五万円に減少しその方法として一株金五十円内金二十五円拂込の株式二株を一株に併合する事を決議し株式併合の必要がありますから本公告掲載の日から三箇月以内に右株券を所有する者はその株券全部を当会社へ御提出下さい。

昭和二十六年六月三十日

東京都大田区本蒲田一の一八　神田産業株式会社

第二期決算公告

昭和二十六年八月三十一日現在

貸借対照表

借方（資産の部）

建物	一四〇、六六〇・〇〇
機械	五一六、八〇一・五二
備品	五一、八二一・〇〇
活字	一六三、二三四・一三
建物	四、八二八・八八
機械	一一、一四五・〇〇
備品	二、九三六、八五二・六八
活字	四〇、〇〇〇・〇〇
建物	九一〇、〇〇〇・〇〇
機械	二五一、八四〇・二〇
備品	八、〇六五・〇〇
活字	四七四、六九三・八〇
建物	四八、八五六・五一
機械	六五二、三三八・七八
備品	三、三九五、七八四・二九
活字	計
建物	任意積立金
機械	借入金
備品	未拂金
活字	預り金
建物	買掛金
機械	前期繰越金
備品	当期利益金
活字	計

昭和二十六年十月二十六日

株式会社島根印刷工場

貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部

現金及預け金	四、八二八・八八
有価証券	一一、一四五・〇〇
諸貸付金	二、九三六、八五二・六八
有価証券	一〇四、六〇〇・〇〇
製品貯蔵品	一、七〇〇、三〇四・九六
前拂金	七、六三九、三八六・七七
固定資産	一、四二一、九九九・三一
建物	三、七八七、一一六・一三
機械器具	五九、二五一、〇八六・一七
車輌運搬具	二四、一六九、六八三・一〇
什器	七、八〇二、三三七・一〇
製煉設備	七、二五五、九九三・〇〇
索道設備	五八九、四四九・五三
諸設備	六、六七四、五七九・〇〇
土地	六、五二四、四〇六・〇〇
建設仮勘定	四、一二〇、八三九・六四
鉱業権	三〇七、〇〇〇・〇〇
専用側線利用権	一七七、二三三・七〇
	一、五三六、五三〇・〇〇
	九三、一四五・〇〇
流動負債	八一、五八五、九四九・五四
支拂手形	一、三八〇、五八七・三〇
買掛金	一八、八四八、六五三・六〇
未拂金	五五、九一四、〇一七・九五
前受金	四、八七七、三〇一・〇〇
預り金	一九七、五五六・一五
納税引当金	一、五四一・八五
職員積立金	三六六、二九一・六九
仮受金	七、一〇〇、〇〇〇・〇〇
固定負債	七、一〇〇、〇〇〇・〇〇
長期借入金	資本の部
資本金	七、四四〇、〇〇〇・〇〇
資本剰余金	八、三八〇、三四〇・六八
利益剰余金	一三、一一八、九四四・〇二
利益準備金	五二八、〇〇〇・〇〇
別途積立金	一、〇二三、〇〇〇・〇〇
退職準備積立金	一一四、〇〇〇・〇〇
前期繰越利益剰余金	四四七、一三六・七八
当期純利益	一一、〇〇六、八〇七・二四

日本硫鉄株式会社

財産売却決定公告（東京都の分）

第三百回解散団体財産売却の物件、価格、買受人は次のとおりである。

(イ)建物（敷地を含む）一棟五一坪三九、十五万二千五百円新宿区原町石山タツエ(ト)土地五九坪一八、十八万八千八百円千代田区霞ケ関衆議員会館青盛太郎(チ)電話加入権一口二万五千円中央区築地小川恒利(リ)戸棚その他六種(ル)連結椅子八七〇個計二万九千四百円江東区深川白河町佐々木四郎(ヌ)椅子類四六個四千七百円文京区柳町渡辺槃太郎

解散団体財産売却理事会

講和と地方自治
田中二郎　入江俊郎　辻清明　杉村章三郎　鈴木俊一　長野士郎　原龍之助　俵静夫　小林與三次　金丸三郎　柴田護　綿貫芳源　奥野誠亮　平田敬一郎　松村清之
自治研究特輯　一四〇円　送8円
26年41版
地方制度輯攬
総革製　千三百頁　六五〇円　送35円
東北大学教授　柳瀬良幹著
行政法講義
A5上製　二八〇円　送25円
人事院前職階課長　岡山大学教授　三宅太郎著
地方公務員法概論
A5上製　二五〇円　送25円
高辻正巳　田中真秀夫　山口真弘　解説
地方行政事務規範
A5上製　四五〇円　送35円
東京文京区大和町13　良書普及会　振替東京6449番

売掛金　三八七、九七九・六五
預金　一三六、〇八八・五三
出資金　五〇、五〇〇・〇〇
仮保証金　八三、四〇〇・〇〇
拂込資金　七四、三二二・〇〇
副産物　五、四〇〇・〇〇
立替金　四二、一五九・一一
材料　一、五一三、九四八・五三
半製品　八八、七一〇・〇〇
未経過保険料　七、三六〇・〇〇
未経過利息　三、一二〇・〇〇
現金　二、二七九・八二
合計　三、三九五、七八四・二九

貸方（負債の部）

資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	一〇、〇〇〇・〇〇
拂込未済資本金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期損失金	三二七、八〇三、四四
合計	五、二八〇、六三〇・〇〇
負債の部	
勘定	五三〇・〇〇
資本金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定準備金	二八〇、一〇〇・〇〇
合計	五、二八〇、六三〇・〇〇

昭和二十六年十月

株式会社西脇銀行

貸借対照表

昭和二十六年八月三十一日現在

資産の部

流動資産	五八、三七四、一四八・〇七
現金預金	三六、五六四、九九八・一三
売掛金	七、一五五、七四二・七八

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料　実費
公告料　公告　入ポイント一行　十七字詰百円
公告料　但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　入ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　電話九段(33)五三一一五九番　官報課
印刷庁　振替東京一九〇〇〇